

## 広島市における競技人口減少種目等への対応に向けた研究会開催要綱

### (目的)

第1条 本市において競技人口の減少が考えられる種目等の課題解決を検討するに当たり、専門的見地から幅広く意見を聴取するため、広島市における競技人口減少種目等への対応に向けた研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

### (意見聴取)

第2条 研究会において、次の各号に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 競技活動の維持（競技場所の確保を含む）に関すること。
- (2) 競技力の維持・向上（指導者の確保を含む）に関すること。
- (3) その他競技種目の多様性の確保に関すること。

### (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係競技団体代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (座長)

第4条 研究会において、委員の互選により委員の中から1名を座長とする。

- 2 座長は、研究会を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、出席者のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 研究会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 研究会は公開とする、ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 研究会において、市長は、必要に応じて委員及び委員以外の関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 研究会の庶務は、市民局文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、市民局長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月10日から施行する。
- 2 この要綱は、研究会としての役割を終えた日にその効力を失う。